

公立大学法人京都市立芸術大学公印規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成25年3月29日一部改正)

(平成26年3月31日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学において使用する公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称及び寸法は、別表に定めるとおりとする。

2 理事長が必要と認めるときは、前項に定めるもののほか、特定の用途に使用する公印を置くことができる。

(公印事務の処理)

第3条 公印に関する事務は、次に掲げるとおりとし、総務広報課において総括する。

- (1) 公印台帳(第1号様式)の整備保管
- (2) 公印の保管、使用
- (3) その他公印の取扱上必要な事項

(公印の管守)

第4条 公印は、総務広報課長（以下「総務広報課長」という。）が管守する。

2 特定の用途に使用するものは、理事長の承認を得て、総務広報課長以外の者に管守させることができる。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第5条 公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

2 前項の手続を経て、公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、公印の名称、印影及び使用又は廃止の年月日等を公印台帳（第1号様式）に登載するものとする。

(公印の取扱)

第6条 公印は、常に堅ろうな容器に納めて錠を施し、第4条の規定により公印を管守する者(以下「管守者」という。)が、保管、使用その他の責に任じなければならない。

(公印取扱者及びその代理者)

第7条 管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他の関係事務

を処理させることができる。

2 公印取扱者が不在のときは、管守者が定めた者がその事務を行う。

(公印の使用)

第8条 公印を使用しようとする者は、押印しようとする書類に起案文書その他証拠書類を添え、公印取扱者(不在のときはその代理者とする。)に提示し、審査を受けなければならない。

2 公印を使用したときは公印使用簿(第2号様式)に必要事項を記入しなければならない。

(公印の刷り込み)

第9条 前条の規定にかかわらず、納入通知書、学位記、学生証、職員証、在学証明書、卒業見込証明書、成績証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証については、公印を刷り込むことにより押印に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、総務広報課長が特に必要と認めたものについては、公印を刷り込むことにより押印に代えることができる。

(出納責任者印の取扱)

第10条 第4条の規定にかかわらず、公立大学法人京都市立芸術大学出納責任者印は、出納責任者が、保管、使用その他の責に任ずるものとする。

(事故報告)

第11条 管主者は、公印の盗難、紛失その他の事故があったときは、公印事故報告書(第3号様式)により、直ちに理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日理事長決定)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日理事長決定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第二条関係）

公印の名称	寸法	備考
公立大学法人京都市立芸術大学印	21ミリメートル平方	
公立大学法人京都市立芸術大学理事長印	直径18ミリメートル	
公立大学法人京都市立芸術大学理事長印	直径16.5ミリメートル	
公立大学法人京都市立芸術大学理事長印	54ミリメートル平方	
公立大学法人京都市立芸術大学理事長印	21ミリメートル平方	
公立大学法人京都市立芸術大学副理事長印	21ミリメートル平方	
公立大学法人京都市立芸術大学出納責任者印	直径16.5ミリメートル	
京都市立芸術大学印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学印	54ミリメートル平方	
京都市立芸術大学学長印	20ミリメートル平方	
京都市立芸術大学事務局長印	20ミリメートル平方	
京都市立芸術大学美術学部長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学美術研究科長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学音楽学部長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学音楽研究科長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学 日本伝統音楽研究センター所長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学 芸術資源研究センター所長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学学生部長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学附属図書館長印	21ミリメートル平方	
京都市立芸術大学芸術資料館長印	21ミリメートル平方	

第1号様式(第3条, 第5条関係)

公印台帳

名称	印影
印材	
保管場所	
使用開始年月日 年 月 日	
廃止年月日 年 月 日	

第2号様式(第8条関係)

公印使用簿

[illegible]

第3号様式(第11条関係)

公印事故報告書

(あて先) 理 事 長	年 月 日
	公印管主者職氏名

名称	
印材	保管場所
事故発生日時 年 月 日 時 分	事故発生場所
事故の内容	
事故発生時の保管状況	